

都城市出会い創出事業交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、本市において実施される独身男女の出会いの機会の創出につながる事業に対し、予算の範囲内において交付金を交付するものとし、その交付については都城市補助金等交付規則（平成18年規則第64号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象事業)

第2条 交付金交付の対象となる出会い創出事業（以下「イベント」という。）は、次に掲げる全ての要件に該当する事業とする。

- (1) 未婚の男女に対する出会い創出を目的として、都城市出会い応援団または都城市婚活応援企業等に登録された団体（以下「登録団体」という。）が、登録団体が経営する飲食店（以下「登録飲食店」という。）において実施するイベントで、市長が認定したものであること。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122条）第2条（第1項第1号を除く。）に規定する風俗営業を営む飲食店に該当しない飲食店で行われること。
- (3) 参加者は、参加日の前日において20歳以上の者であること。
- (4) 1回のイベントにおいて、男女それぞれ2人以上参加し、そのうち本市に住民登録のある未婚の参加者（以下「市内参加者」という。）が1人以上いること。
- (5) 参加者は、都城市婚活支援イベント参加に関する同意書（様式第1号）に同意するとともに市が実施するアンケート調査に回答すること。

(出会いサポーター)

第3条 登録団体は、必要に応じて、他の都城市出会い応援団からペアリングを目的としたサポートが実施できる者を出会いサポーター（以下「出会いサポーター」という。）として配置し、イベントの企画・運営にかかるサポートを受けることができる。

- 2 登録団体は、出会いサポーターの配置を希望する場合は、事前に市に相談を行うこと。
- 3 出会いサポーターを配置する場合、登録団体は、出会いサポーターと必要な協議及び調整を行うこと。
- 4 出会いサポーター配置人数は、イベント参加者4人当たり1人程度を配置上限

とする。

(交付対象者)

第4条 交付金の対象となる者は、第2条に規定するイベントに参加する市内参加者及び出会いサポーター（以下「交付金対象者」という。）とする。

(交付金の額)

第5条 交付金の額は、市内参加者1人当たり2,000円及び出会いサポーター配置1人当たり4,000円を合算した額とする。

(事業認定の申請)

第6条 第2条に規定するイベントを実施しようとする者は、イベントを実施する14日前までに次に掲げる書類を市長に提出し、その認定を受けなければならない。

- (1) 都城市出会い創出事業認定申請書（様式第2号）
- (2) 都城市出会い創出事業実施計画書（様式第3号）
- (3) 都城市出会い創出事業収支予算書（様式第4号）

(事業の認定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、当該申請に対する認定の可否を決定するものとし、都城市出会い創出事業認定通知書（様式第5号）により認定又は不認定を申請者に通知するものとする。

(事業の実施)

第8条 前条の規定により事業が認定された者（以下「イベント実施者」という。）は、前条の規定による認定があった年度の3月31日までに事業を実施しなければならない。

(変更等の承認)

第9条 イベント実施者は、認定された事業内容等を変更し、又は事業を中止しようとするときは、市長に対し、都城市出会い創出事業認定変更申請書（様式第6号）により申請しなければならない。ただし、参加者数の減員に伴う変更であつて、減員後、参加者が男女各2人以上且つ市内参加者が1人以上であるときは、この限りでない。

2 市長は、前項の申請があつたときは、承認の可否について決定し、承認するとしたときは、都城市出会い創出事業変更承認通知書（様式第7号）によりイベント実施者に通知するものとする。

(クーポン券の発行)

第10条 市長は、第7条の規定により認定されたイベント（以下「イベント」という。）に参加する交付金対象者の予定人数に応じてクーポン券（様式第8号）を発行するものとする。

2 前項に規定するクーポン券は、事業認定に係る通知を行う際に、イベント実施者に対して交付するものとする。

3 前項の規定によりクーポン券を受領したイベント実施者は、イベントに参加する者のうち、交付金対象者に当該クーポン券を交付するものとする。

（クーポン券）

第11条 クーポン券は、1人当たり2,000円を超えるイベント参加料の支払いにのみ使用することができる。

2 クーポン券を使用することができるのは、交付金対象者とする。

3 交付金対象者は、クーポン券に必要事項を記入の上、イベント実施者に提出するものとする。

4 クーポン券は、自らが交付金対象者となっているイベントでのみ使用できるものとし、他のイベントでは使用することができない。

5 クーポン券は、イベント開催日のみ使用することができる。

6 クーポン券は、交換し、譲渡し、又は売買することはできない。

（イベント実施者の責務）

第12条 イベント実施者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1） イベント参加料の支払いにおいて、交付金対象者からクーポン券の受け取りを拒まないこと。

（2） 交付金対象者からクーポン券を受領する際に、交付金対象者の住所と生年月日が分かる身分証等の提示を受け、クーポン券記載の住所と照合するとともに、20歳以上の者であることを確認すること。

（3） クーポン券を交換し、譲渡し、又は売買しないこと。

（4） 前3号に掲げるもののほか、市長がこの要綱の趣旨に反すると認める行為をしないこと。

（5） イベント実施時は原則としてマッチングを行い、市長へカップル成立数を報告すること。

（事業実施報告）

第13条 イベント実施者は、イベントを実施した月の翌月10日又は3月31日のい

ずれか早い期日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 都城市出会い創出事業実施報告書（様式第9号）
- (2) 都城市出会い創出事業収支決算書（様式第10号）
- (3) 都城市婚活支援イベント参加に関する同意書
- (4) アンケート
- (5) 事業実施状況が分かる写真（参加者全員の顔が分かるもの1枚以上、個人が特定できないよう撮影、加工したもの1枚以上）
- (6) 交付金対象者の人数が事業計画より少なかった場合には、利用しなかったクーポン券
- (7) 出会いサポーターを配置した場合は、サポーターを派遣した都城市出会い応援団から都城市出会い応援団サポート活動報告書（様式第11号）の提出を受け、報告書と共に市長へ提出すること。

（クーポン券の換金）

第14条 イベント実施者が交付金対象者から受け取ったクーポン券は、前条に規定する都城市出会い創出事業実施報告書及び請求書（様式第12号）とともに市長に提出して、額面記載の金額で換金を申し出るものとする。

2 市長は、受領したクーポン券と実績報告を確認した上で、イベント実施者に対して額面記載の金額を支払うものとする。ただし、市内参加者については、クーポン券に記載のある住所が市外であるものは、換金の対象としない。

（禁止）

第15条 クーポン券を偽造し、又は不正に使用してはならない。

（破損などの届出）

第16条 イベント実施者は、クーポン券を著しく破損し、又は汚損したときは、市長に速やかに届け出て、その指示に従わなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年6月12日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。